

人権が危機に晒されている——福島原発事故後の事態

伊藤和子

(いとうわこ) 弁護士 曲線人権NGO「フォーマンライツ」代表理事(東京)

福島第一原発事故後、放射性物質が周辺の広範な土地を汚染するなか、多くの人々の生活・環境が奪われ、健康に生きる権利が危機に晒されている。

広島型原爆の168個分に相当するセシウム等の汚染が報告されているにもかかわらず、未だに子どもや妊婦、若い世代を含む多くの人々が、放射線量の高い地域に住み続けている。政府は事故前に採用していた公衆に対する被ばく限度に関する基準・年間1mSv(自然放射線を除く)を事故後突然20倍である年間20mSvに引き上げ、この基準を下回れば「安全な地域」として避難の指示も支援もせず、健康保護・放射線防護のための措置もほとんどとらない。避難対象外地域では、自ら避難を決断した人々もいるが、経済的事情等から避難が困難な人は、いかなる健康リスクに晒されても、汚染された土地にとどまるしかない。人間の放射線に対する抵抗力が一夜にして20倍になるわけではない以上、「緊急事態」を理由に基準を20倍に引き上げ、人々を健康被害のリスクの高い状況下に放置することは人権の観点から到底容認できない。

事故直後、政府はあえて放射性物質の拡散方向を住民に情報提供しなかった。この政府の意図的な不作為により、多くの人が汚染が拡散する方向に避難し、断水のため長時間子どもを連れて外に並んで、雨まで浴びて、深刻な被ばくを余儀なくされた。ところが、住民が被ばくの影響に対する深刻な懸念を有しているのに、内部被ばく検査や、甲状腺等関連する検査は、未だ一部の住民と子どもにしか実施されていない。食品の安全検査体制は極めて杜撰であり、内部被ばくを防ぐ体制は構築されていない。

いま進行しているのは、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」(憲法25条)、なによりも、生存する権利、健康である権利という人間にとってもっともかけがえのない人権の大規模で深刻な侵害である。

チェルノブイリ事故後、旧ソ連と後継国は、5mSv以上の汚染地域を移住ゾーンとし、1mSvから5mSvの範囲の地域の住民について避難の権利を認め、避難を選択した市民には、失う財産や職業等に対する公正な補償を行い、避難を支援する措置を公的にとった。避難を選択しなかった市民には、無料の健康診断と医療の保障、長期間の保養の制度化、安全な食糧の外部からの提供等、健康被害から人々を保護するためのきめ細かな対策が策定され、実施されていった。これと比較して日本の政策をみれば、日本がチェルノブイリ事故の当事国に比べて人権・人道の観点から著しく劣る政策をとり続けていることに慄然とする。人権を尊重する国として、人々を放射線被ばくから保護するため、一刻も早く政府の政策を転換し、避難の権利の確立や健康保護のための措置をとることが求められている。